

序章
策定方針

1 計画策定の趣旨

「教育振興基本計画」は、「教育基本法第17条第2項」に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、本市の教育振興の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

同条第2項には「地方公共団体は前項の計画を参酌(参考にして取り入れること)し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とあり、自治体には国が定める「教育振興基本計画」を踏まえて、地域の個性を生かした地域独自の計画を策定することが求められています。

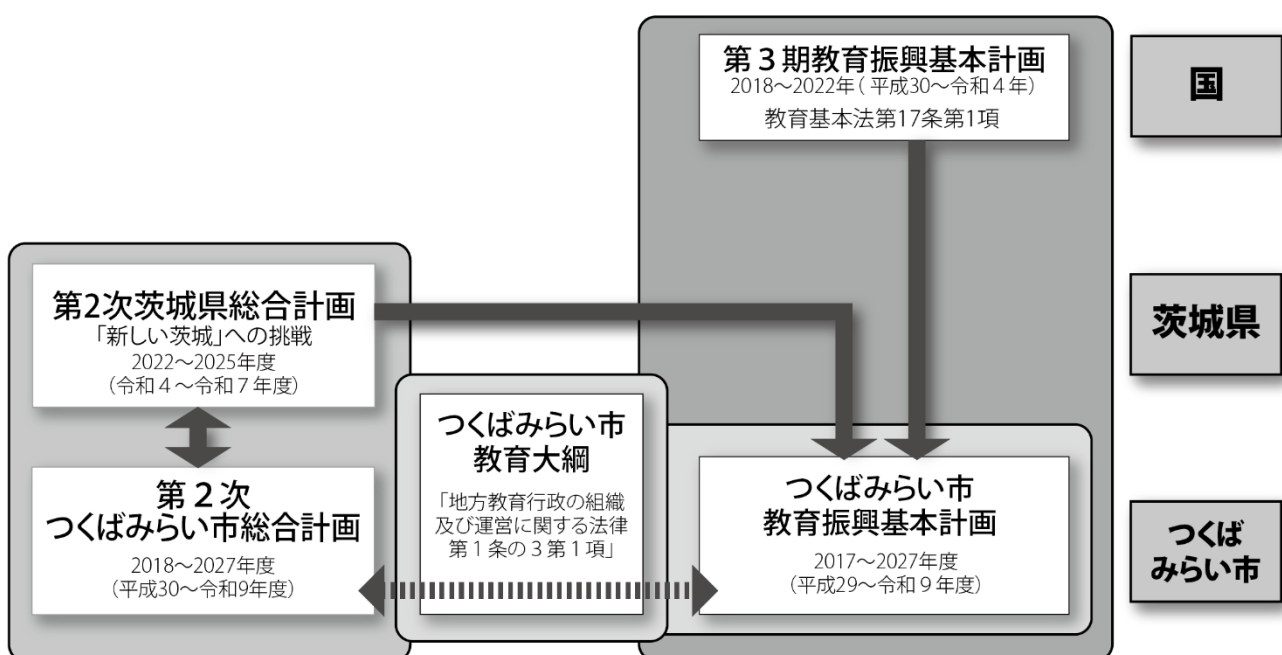
本市が目指すべき教育の理念、目標を明確にし、より質の高い教育の振興を図るために、2016年度(平成28年度)に策定した「つくばみらい市教育振興基本計画」の中間見直しを行い、2023～2027年度(令和5～令和9年度)を計画期間とする後期基本計画を策定します。

2 計画の位置付け

「教育振興基本計画」は、本市の教育の総合的な指針として、学校教育、生涯学習、生涯スポーツなど、教育に係るすべての施策を体系的に示す計画として策定します。

本計画の策定にあたっては、国・県の計画に示す内容を踏まえ、本市の最上位の計画である「第2次つくばみらい市総合計画」との整合を図ります。

また、本計画は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項」の規定に基づく「つくばみらい市教育大綱^{*}」を踏まえ、基本理念・基本目標と大綱が整合するよう策定するものものとします。



3 計画期間

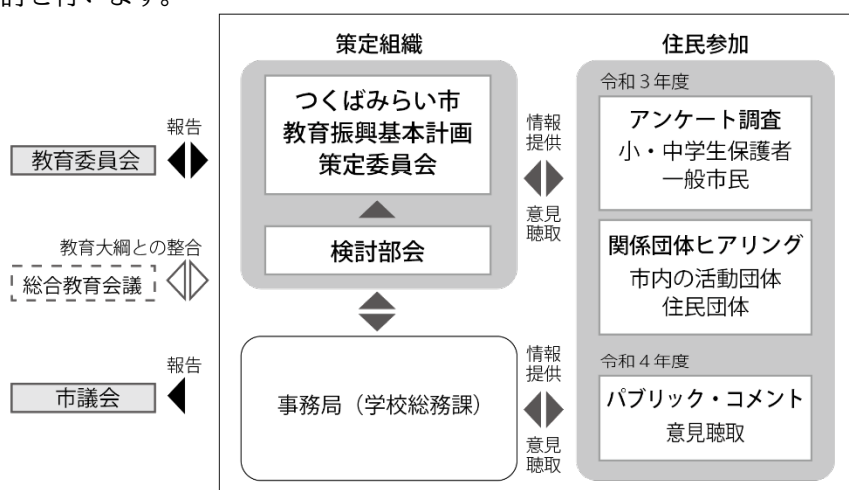
「教育振興基本計画」の計画期間は、11年間とし、中間で見直しを図るものとします。
後期計画の目標年次は2023～2027年度(令和5～令和9年度)です。

平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
基本的方向(基本理念・基本目標) 平成29～令和4年度(6年間)						基本理念・基本目標 令和5～令和9年度(5年間)				
施策の展開 前期 平成29～令和4年度						施策の展開 後期 令和5～令和9年度				
						中間見直し				

※コロナ禍の影響を考慮し見直しを2023年度(令和5年度)からに変更したため前期期間6年間、後期期間5年間となります。

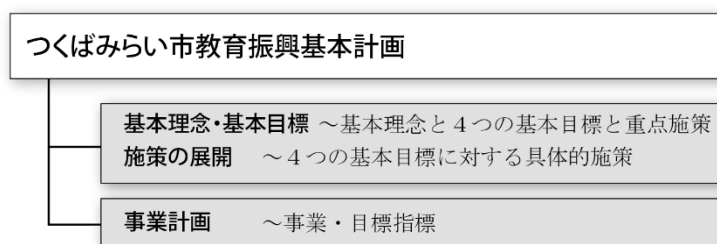
4 策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係部局による「つくばみらい市教育振興基本計画策定委員会」を組織し、計画素案の策定にあたります。また、必要に応じて、策定委員会の下部組織である検討部会において、施策・事業の検討を行います。



5 計画の構成

本計画は、基本理念・基本目標と施策の展開、事業計画で構成されています。また、本計画の施策を着実に展開するため「つくばみらい市教育振興基本計画各年度版事業計画(事業・目標指標)」を別途作成し、年度ごとに取り組む内容と目標を更新します。



※教育大綱:地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき首長が定める。

※パブリック・コメント(意見聴取):行政機関が取り決める際、事前に広く一般から意見・情報を募集する手続のこと。

6 策定方針

「つくばみらい市教育振興基本計画」は以下の方針で策定しました。

- **計画期間は後期 5 年(2023～2027 年度(令和5～令和9年度))とします。**
 - 基本理念を検討し、第2次つくばみらい市総合計画の計画期間と整合を図りながら、この計画期間を5年間とします。
- **国・県の教育施策を参酌した計画づくりを進めます。**
 - 国・県が示す教育施策には新たな課題への対応が位置付けられており、本計画においても参酌し、対応方針を位置付けます。
- **第2次つくばみらい市総合計画及びつくばみらい市教育大綱との連携を図ります。**
 - 第2次つくばみらい市総合計画を踏まえるとともに、つくばみらい市教育大綱に基づいた本計画の基本理念・基本目標を定めます。
- **本市がこれまで培ってきた教育の理念を継承しつつ、新たな発展を目指します。**
 - 教育施策の連続性を確保し、大切にしてきた考え方を継承しながら、時代の潮流に合わせ、次のステップを目指します。
- **後期基本計画で重点的に取り組む事項を明確にし、戦略的に市民へ周知していきます。**
 - 教育に強い・厚い市のイメージの定着を図り、重点事項を明確に市民に示します。
- **本市の教育目標を実現するため、具体的な目標値を掲げます。**
 - 教育目標を実現するための施策が効果的に推進されているか検証を行い、新たな目標値を定めます。
- **SDGs 目標 4 質の高い教育をみんなに、を計画に反映します。**
 - すべての課題解決のために対応したローカル指標を検討します。(グローバル指標に対応したローカル指標の設定)
- **地域特性を踏まえた教育の在り方を検討し、地域に根差した教育を目指します。**
 - 本市の歴史・文化・自然など、地域特性を生かした計画とします。
 - ライフスタイルの多様化、コミュニティの課題、都市化や人口増などの状況を踏まえた計画とします。
- **デジタル化の推進など新しい生活様式に対応した子ども・市民の多様な学びをサポートします。**
 - GIGA スクール構想、ソフトを含めた ICT 教育の充実、ICT 環境の充実を図り、円滑な運用を図ります。
- **子どもの安全安心な教育環境の整備・充実を目指した計画とします。**
 - 子どもを取り巻く社会環境や地域、学校を含めた教育環境の安全確保を目指します。(防犯・防災・交通安全・感染症対策など)
- **子どもから大人まで、すべての市民を対象とした計画とします。**
 - 学校教育から生涯学習まで、教育部門の総合的な計画とします。
- **市民ニーズを反映するだけでなく市民の参画を促す計画を目指します。**
 - 市民の声を取り入れた計画とし、市民の参画を促します。